

公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター規程第1号

公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程を次のとおり定める。

平成23年1月12日

公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター評議員会

公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター（以下「本センター」という。）の定款第15条及び第33条の規定に基づき、本センターの役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員とは、定款第12条に基き置かれる者をいう。（以下、役員及び評議員を「役員等」という。）
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、本センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本センターの非常勤役員及び評議員は無報酬とする。

- 2 常勤役員には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 3 常勤役員の報酬等は年額とし、その額の上限は500万円とする。
- 4 役員等には、役員賞与及び退職手当を支給しない。ただし、常勤役員には、賞与として前項の年額の範囲内で、基準日現在における報酬月額に、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「職員給与規程」という。）に準じた額を支給することができる。
- 5 非常勤役員及び評議員には、特別な職務の対価として報酬を支給することができる。
- 6 非常勤役員及び評議員の報酬は1日を単位とし、その額の上限は1万円とする。非常勤役員及び評議員の報酬の基準は別表のとおりとする。

(報酬の額の決定)

第4条 本センターの常勤役員の報酬月額は、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

(定例報酬の支給日)

第5条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む方法によって支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給するものとし、その詳細は職員給与規程に準ずるものとする。

(費用)

第7条 本センターは、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 本センターは、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、本センターの公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月11日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年11月28日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

非常勤役員及び評議員の報酬の基準

時 間 数 等	報 酬 の 額
2時間未満	3, 0 0 0 円
2時間以上 4 時間以内	5, 0 0 0 円
4時間を超え 6 時間以内	7, 5 0 0 円
6時間を超え 8 時間以内	1 0, 0 0 0 円

公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター規程第2号

公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター賛助会員規程を次のとおり定める。

平成23年1月12日

公益財団法人岩手県暴力団追放推進セン

理事長 箱崎 安

公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター賛助会員規程



(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター（以下「本センター」という。）定款第53条の規定に基づき、本センターの賛助会員の入会及び退会並びに会費の納入その他運営に関し必要な事項を定める。

(賛助会員及び種類)

第2条 本センターの賛助会員は、団体及び個人の2種とする。

2 本センターの目的に賛同し後援する団体及び個人は、賛助会員となることができる。

(入会及び理事会への報告)

第3条 本センターの賛助会員になろうとする者は、入会申込書（様式第1号）を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

2 理事長が承認した賛助会員については、通常理事会において報告し、承認を得るものとする。

(届出事項の変更)

第4条 賛助会員は、団体にあつては名称又は所在地若しくは代表者の氏名、個人にあつては住所又は氏名にそれぞれ変更が生じたときは、速やかに変更届（様式第2号）により理事長に届け出るものとする。

(賛助会費)

第5条 賛助会員は、年会費として賛助会費を納入しなければならない。

2 賛助会費の額は、次のとおりとする。

(1) 団体 一口 20,000円

(2) 個人 一口 5,000円

3 賛助会費は、毎年、口数に応じ4月1日から翌年3月31日までの間に、一括して本センターへ納入するものとする。

4 賛助会費は、賛助会員の申出によって減額できるものとする。

(賛助会員の特典)

第6条 賛助会員は、次の特典を享受することができる。

(1) 入会時に、本センターが発行する賛助会員の証（様式第3号）の交付を受けること

(2) 本センターが発行する機関誌等の無料配布を受けること

(3) 本センターが主催又は共催する研修会及びセミナー等に無料で参加すること

(4) 本センター等の出版物を割引料金又は無料で提供を受けること

(5) 必要に応じて情報の提供を受けること

(賛助会費等の不返還)

第7条 賛助会員が既に納入した賛助会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

(賛助会費の使途)

第8条 第5条の賛助会費は、毎事業年度における合計額の40%以上を当該年度の公益目的事業に使用し、残額についてはこの法人の運営に使用することができる。

(入会拒否)

第9条 賛助会員になろうとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるきは、入会を拒否することができる。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団構成員及び暴力団準構成員（以下「暴力団構成員等」という。）
- (3) 暴力団構成員等が関係する企業及び団体
- (4) 暴力団構成員等との交友者及び支援者
- (5) その他反社会的勢力

(除名)

第10条 賛助会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 違法行為又は著しく道義に背く行為をするなど、本センターの名誉を著しく毀損し、又は信用を失わせるような行為があったとき
- (2) 本センターの目的に反する行為があったとき
- (3) 賛助会員が、前条の入会拒否事由に該当することが判明したとき

2 前項の規定により賛助会員を除名しようとするときは、除名の決議を行う理事会において、当該賛助会員に弁明の機会を与えなければならない。ただし、前項第3号に該当するときは、理事長が当該賛助会員に弁明の機会を与えたうえで除名することができる。

(退会)

第11条 賛助会員は、いつでも任意に退会することができる。

- 2 退会するときは、あらかじめ理事長に退会届（様式第4号）を提出しなければならない。
- 3 賛助会員が死亡（解散）したときは、退会したものとみなす。
- 4 賛助会員が賛助会費を2年以上納入しないときは、その理由を調査のうえ退会したものとみなすことができる。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第13条 この規程のほか、賛助会員の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、本センターの公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年2月27日から施行する。

入会申込書

年 月 日

公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター理事長 殿

申込人住所
氏 名 印

公益財団法人岩手県暴力団追放推進センターの目的に賛同し、賛助会員として下記のとおり入会を申込みます。

記

賛 助 会 員 欄	個 人	フリガナ 氏 名 生年月日	年 月 日生（ 歳）			
		住 所	〒 電話 （ ）			
		職 業 （勤め先）				
	団 体	名 称				
		所 在 地	〒 電話 （ ）			
		代 表 者				
	体 欄	連 絡 先 役員氏名 （責任者）	役員		氏名	
			電話		F A X	
		賛助会費	口数	口		
	金額		円			

変 更 届

年 月 日

公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター理事長 殿

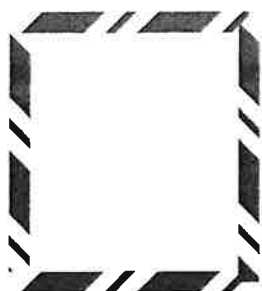
届出人住所

氏 名 印

次のとおり変更がありますので届出します。

記

変 更 事 項	
住 所 ・ 氏 名 ・ 名 称 ・ 所 在 地 ・ 代 表 者 氏 名 （○で囲む）	
個人・団体	変更前記載事項
個人・団体	変更後記載事項



**暴力団追放
賛助会員之証**

公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター

退 会 届

年 月 日

公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター理事長 殿

届出人住所

氏 名 印

次のとおり退会したいので届出します。

記

退会年月日		年 月 日
退 会 者 ハ 団 体 V	氏 名 (名 称)	
	住 所 (所在地)	〒 電話 ()
	代 表 者 (役員・氏名)	

公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター規程第3号

公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター寄附金等取扱規程を次のとおり定める。

平成23年1月12日

公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター

理事長 箱崎 安弘



公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター（以下「本センター」という。）定款第7条の規定に基づき、寄附者から金銭又はその他の財産（以下「寄附金等」という。）の給付を受ける場合の取扱いについて定め、もって財産の適正な管理等に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において寄附金とは、寄附者が本センターが行う公益目的事業等に要する経費に充てるため、反対給付を受けることなく給付する金銭をいう。

2 この規程においてその他の財産とは、寄附者が本センターが行う公益目的事業等の実施に使用するため、反対給付を受けることなく給付する物品、固定資産等（以下「寄附物品等」という。）で金銭以外のものをいう。

3 この規程において、重要な財産とは、現金300万円以上、寄附物品等にあつては金銭に換算して300万円以上の財産をいう。

(寄附の申し入れがあつた場合の取扱手続き)

第3条 寄附者から本センターに対し寄附の申し入れがあつたときは、寄附内容（寄附金又はその他の財産）を確認しなければならない。

2 前項の寄附のうち、重要な財産の寄附の申し入れを受ける場合には、理事長の承認を得なければならない。

3 寄附の申し入れを受けることとなつたときは、当該寄附者に連絡するとともに、寄附書（様式）により寄附の申し入れを受けるものとする。

4 前項の書面には、次のような事項を記載する。

(1) 寄附者の住所、氏名

(2) 寄附金の額、金銭の種類（現金、有価証券その他）

(3) 寄附物品、固定資産の量、種類等

(4) 寄附金については、その用途を限定しない一般寄附金又はその用途が特別に指定されている特定寄附金の区別を記載

(5) その他必要事項

5 寄附金又は寄附物品等を受領したときは、寄附者に対し受領書を発行するとともに、本センターとして適宜な方法により感謝の意思表示を行うものとする。

(寄附金の用途)

第4条 寄附金及び寄附物品等について、寄附者が使用目的を指定しない場合は、その40%以上を公益目的事業に使用し、残額については本センターの運営に使用することができる。

(寄附金の事務処理手続き)

第5条 寄附金を本センターの基本財産として扱う場合には、理事会の決議を得なければならない。

2 基本財産としての寄附金の資金運用については、別に定める財産管理運用規程によるものとする。

る。

(寄附物品等の事務処理手続き)

第6条 寄附された物品については、本センターの物品の取扱いに関する定めによる手続に従い処理するものとする。

2 寄附された固定資産については、それを基本財産として扱う場合には、理事会の決議を得なければならない。

3 寄附された固定資産は、適正な評価額により固定資産に計上するとともに、財産管理台帳等に登載しなければならない。

4 固定資産で登記を要するものについては、寄附者の協力を得て必要な登記をするものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、寄附金等に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益財団法人岩手県暴力団追放推進センターの設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年2月27日から施行する。

寄 附 書

年 月 日

公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター
理 事 長 殿

住所

氏名

印

私は、下記のものを貴法人に寄附いたします。

記

1 現金（有価証券） 円

2 物品・固定資産

3 上記の利用目的

(1) 事業に使用されたい。

(2) 貴法人の公益目的事業全般に使用されたい。

(3) 特に使用目的については特定しません。

4 その他